

平成十三年十二月四日提出  
質問第三〇号

那覇市情報公開処分取消訴訟に関わる文書の秘密指定に関する質問主意書

提出者 金田 誠 一

那覇市情報公開処分取消訴訟に関わる文書の秘密指定に関する質問主意書

「衆議院議員金田誠一君提出那覇市情報公開取消訴訟に関する質問に対する答弁書」(平成十三年九月十

一日答弁)の不明な点についてさらに質問する。

一 秘密保全に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第二百二号)に基づく秘密の指定及び「取扱い上の注意を要する文書等の取扱いについて(通達)」(昭和五十六年三月二日防防調一第九百四十八号)に基づく取扱い上の注意を要する文書等の表示は、いわゆる公権力の行使に該当するのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 同訴訟において国側が沖縄県那覇市に対して公開する旨の決定の取消しを求めた文書について、答弁書では非公知性及び秘匿の必要性を有しているとしている。

そこでこれらの文書が、秘密保全に関する訓令に基づく秘密に指定されなかった理由について明らかにされたい。

右質問する。